# 令和6年4月1日から

## ごみ処理手数料を改定しました。

## 【改定内容】

区分	令和6年3月 31 日まで	令和6年4月1日以降
家庭系の一般廃棄物(資源物を除く。)	30 kgまで無料 以降 10 kgにつき 80 円を加算 する。	10 kgにつき 100 円 (10 kg未満については、10 kg とみなす。)
事業系の一般廃棄物	10 kgにつき 80 円 (10 kg未満については、10 kg とみなす。)	
スプリングマットレス (ソファ等を含む。)	加算なし	1個当たり1,000円を、手数料 に加算する。

#### 【スプリングマットレス(ソファ等を含む。)について】

- \*重量や大きさに関わらず、1個当たり1,000円の手数料が加算されます。
- \*セットで購入したものでも、単独で使用できるものは「1個」と数えます。

例:2枚重ねのスプリングマットレス

→「2個」分の手数料を加算

3分割された3人掛けスプリング入りソファ

→「3個」分の手数料を加算

4脚セットのダイニングテーブル用スプリング入り椅子 →「4個」分の手数料を加算

- \*スプリングの有無を確認するために、搬入された物の一部を切る場合があります。
- \*令和6年4月1日以降は、お住まいの地域のごみ収集所に出すことはできません。

### 【ごみを搬入する場合の注意事項】

☑分別していないごみは、搬入できません。

☑受付時に、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)の提示が必要です。

図個人で 200 kg以上搬入した場合は、ごみ搬入者確認票を記入してください。

☑中身が確認できる袋(半透明の袋等)を使用してください。

☑安全のため、場内では係員の指示に従ってください。

令和6年度から公設ごみ収集所を設置しています。詳細はお問い合わせください。

問合せ先:霧島市市民環境部環境衛生課 衛生施設グループ 264-0732 (手数料改定・搬入について)

廃棄物対策グループ **☎**64-0961 (収集所について)